

令和6年1月18日  
国立研究開発法人  
日本原子力研究開発機構  
敦賀事業本部

新型転換炉原型炉ふげんの原子炉設置変更許可について  
(お知らせ)

新型転換炉原型炉ふげんの「使用済燃料の処分の方法」の記載内容変更に関し、2023年7月28日、原子炉等規制法<sup>\*1</sup>に基づき、原子力規制委員会に対して原子炉設置変更許可申請（2023年11月16日一部補正）を行い、2024年1月17日付で原子力規制委員会より許可をいただき、本日、許可証を受領しましたのでお知らせいたします。

\*1：核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の8第1項

○「使用済燃料の処分の方法」の記載内容の変更

変更前：「使用済燃料は、国内又は我が国と原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者において全量再処理を行う。」

変更後：「使用済燃料は、国内又は我が国と原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者において全量再処理を行う。

国外において再処理を行う場合、再処理により回収されるプルトニウムは、我が国と原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の許可を有する原子力事業者に平和利用の目的のみに譲り渡す。」

以上